



# 日本語教育機関認定法に関する 省令等の案について

---

以降の資料は、パブリック・コメント（意見公募手続）で実施した内容です。



## 1. 認定日本語教育機関に関する省令等の案について

---

注：資料中「※」は省令等の解釈を示したものであり、省令等に直接記載する内容ではない。

## 認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
  - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
  - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
  - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
  - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
  - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

○個別機関の認定にあたっては、法務大臣へ協議を実施

## 日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
  - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
  - 1. 登録日本語教員**
    - ⇒ 登録申請手続き等
  - 2. 日本語教員試験**
    - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
  - 3. 実践研修**
    - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
  - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

## I. 総則

- 認定基準は認定を受けるのに最低の基準。日本語教育について不断の見直しを行い、水準の維持向上に努めること。
- 認定の審査は、「留学」分野の課程、「就労」分野の課程、「生活」分野の課程の別に行う。
- 大学・専修・各種学校等の日本語教育課程以外の課程を置く機関は、日本語教育を実施するための基本組織を置くこと。

## II. 教員及び職員の体制

○校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと）。

● 主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務の原則 5 年以上の経験、社会的信望を有すること

※ 機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、学長、センター長など呼称は問わない。

○教員数は、課程の収容定員20人に1人以上（各機関の最低数3人）。

○本務等教員数は、課程の収容定員40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。

● 「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。

※ 具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。

※ 上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。

※ 教員及び本務等教員の数は、例えば、1年の課程、1年半の課程、2年の課程など課程が増加するごとに、各課程の収容定員数に応じて増加させる必要がある。

# 認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）②

○本務等教員のうちから主任教員を置くこと。

- 主な要件：教育課程編成や他の教員の指導に必要な知識・技能、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること

※コーディネーターなど各機関における呼称は問わない。

○教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。

○事務を統括する職員を置くこと。

○情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。

○授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。

※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

## Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のいずれかに相当するものであること。
  - ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分について設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ③専修学校、各種学校であること
  - ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。
- 校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の概ね実距離800m以内、かつ、3カ所以内。
- 校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

## IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、各課程の目指す「留学」の目的に沿った日本語能力を習得させることを目的とすること。B2以上の課程を1つ以上置くこと。
- 修業期間は1年以上。ただし、以下のいずれにも該当する課程は6か月以上でも可とする。
  - ①他にB2以上、かつ、修業期間1年以上の課程を置いている機関が設置する課程であること
  - ②B2以上を目標に設定していること
  - ③授業時数が380単位時間以上であり、かつ、卒業要件として380単位時間以上の授業科目の履修を要件としていること
  - ④生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であると認められる機関が置く課程であること
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。始期は年4回以内。終期は大学等の入学時期等を勘案して適切に定める。
- 1年の授業を行う期間は、原則35週にわたること。
- 授業時数は、1年にわたり760単位時間以上（1単位時間は45分以上）。ただし、認定機関が大学又は専門課程を置く専修学校である場合、以下のいずれにも該当する日本語教育課程以外の科目を履修させることで、160単位時間を上限に、上記最低授業時数を減することができる。
  - ①アカデミック・ジャパニーズの修得に資する科目など、履修することにより学部や学科での学修における日本語の言語運用能力の涵養に繋がる内容の科目（学部等の基礎科目、初年次教養科目等）であること
  - ②認定機関内において日本語教育課程との体系制を考慮して実施されるものであること
  - ③登録日本語教員が当該科目の補助者として生徒への支援に当たること



# 認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑤

- 1週間当たり20単位時間以上、原則AM8:00～PM6:00に授業を実施すること。
- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。
  - ※ 各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 課程全体の中で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
- 各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
- 上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。
  - ※ 上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。
- 修了の要件は、760単位時間（注）×修業期間の年数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。注：大学又は専修学校である認定機関が最低授業時数を減じた場合はその単位時間数
- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
  - ※ 感染症の拡大や災害時等において、対面による授業が困難な場合、臨時的な措置として、対面に相当する効果を有する遠隔授業を実施することは問題ない。
  - ※ 対面授業にゲストスピーカー等がオンラインで参画することは妨げない。
- 収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。
  - 新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いること、生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制が適切であることが要件）。
  - 現行の法務省告示機関は現有の、また、一定の確認を経た大学については実績を踏まえた収容定員数を認める。

## 認定日本語教育機関の認定基準【留学】（案）⑥

- 原則、機関が設置する「留学」の課程全体の収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。
  - ※例えば、1年の「留学」の課程（収容定員50人）と2年の「留学」の課程（収容定員50人）を置く場合、実員としては、1年の課程に70人、2年の課程に30人でも合計は100人のため問題ない。ただし、入学（入国）の時点で各生徒がどの課程に入るか確定させる必要がある。また、ある課程の実員が収容定員を上回ったことにより当該課程のクラス数が増加する場合等にはその分の教室等の施設や設備が必要となることに留意が必要。
- 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。
- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。
- 入学を希望する者の能力を確認するための試験等により、入学者選抜を行うこと。
- 機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
  - ※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

## V. 学習上及び生活上の支援体制

- 母語支援等の学習に困難を抱える生徒の支援のために必要な体制を整備すること。
  - ※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。
- 生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。
- 災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。
- 生活指導や進路指導を担う生活指導担当者を置くこと。
  - ※生活指導には、行政等の適切な相談窓口へつなぐ役割を含む。
- 健康診断を行い、その他保健に必要な措置を講じること。
- 生徒が在留を継続するために必要な支援を行うための体制を整備すること。

## Ⅱ. 教員及び職員の体制

- 校長を置くこと（複数機関兼ねる場合は副校長を置くこと）。
  - 主な要件：認定機関の運営に関し必要な見識、教育に関する業務の原則 5 年以上の経験、社会的信望を有すること
  - ※ 機関の責任者として機関の業務をつかさどる者であり、センター長、機関長など呼称は問わない。
- 教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒20人に1人以上（各機関の最低数3人）。
- 本務等教員数は、課程の同時に授業を受ける生徒40人に1人以上（各機関の最低数2人）。ただし、大学又は専門課程を置く専修学校が認定を受ける場合で、当該大学又は専門課程を置く専修学校の日本語教育課程以外の基幹教員が当該日本語教育課程の運営について責任を担う場合、課程の収容定員40人以下の際の最低数を1人とする。
  - 「本務等教員」とは、日本語教育課程の編成その他の認定日本語教育機関の運営について責任を担う教員であって、専ら当該認定日本語教育機関の教育に従事するもの、又はこれと同等以上の業務を担当し、かつ、本務として当該認定日本語教育機関の教育に従事するものを指す。
  - ※ 具体的な教員が本務等教員に当たるかどうかは、勤務時間数、給与、社会保険加入の有無、授業担当時間数、業務内容等によって総合的に判断する。
  - ※ 上記「責任を担う」とは、例えば日本語教育課程の運営の場合、教育課程の運営の責任者である必要はなく、課程の編成会議に参加するなど、運営の一端を担っていることを指す。
  - ※ 教員及び本務等教員の数は、例えば、1年の課程、1年半の課程、2年の課程など課程が増加するごとに、各課程の収容定員数に応じて増加させる必要がある。

## 認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）②

- 本務等教員のうちから主任教員を置くこと。
  - 主な要件：教育課程の編成・他の教員の指導・関係者との連携に必要な知識・技能、本務等教員の3年以上の経験、社会的信望を有すること
  - ※コーディネーターなど呼称は問わない。
- 教員1人当たりの担当授業時数は週25単位時間以内。
- 事務を統括する職員を置くこと。
- 情報公表や自己点検評価等を実施するための体制を備えること。
- 授業内容や方法の改善を図るための組織的かつ計画的な研修を実施する体制を備えること。
  - ※上記研修には、機関内外での研修に加え、機関内で初任者等を対象とした組織的・計画的なOJTなども含む。

## Ⅲ. 施設及び設備

- 校地及び校舎の位置は、教育上及び保健衛生上適切なものであること。
- 校地は、校舎等に必要な面積を備え、自己所有、かつ、負担付きでないか、以下のそれに相当するものであること。
  - ①国・自治体の土地で、譲渡できない特別な事情が認められ、設置者が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ②校地の半分以上が自己所有で、その他の部分が機関が20年以上使用できる賃借権等を有する等、認定機関の運営に支障がないことが確実であると認められること
  - ③専修学校、各種学校であること
  - ④設置者が国、自治体、独立行政法人、地方独立行政法人又は学校等教育機関を10年以上運営する者で、①～③と同程度に認定機関の運営に支障がないと認められること
- 校舎は、教室・教員室・事務室・図書室・保健室等を設けること。ただし、図書室・保健室は近隣の図書館や病院等との連携で代替できる。
- 校舎面積は、115㎡以上かつ同時に授業を行う生徒1人当たり2.3㎡以上。校舎は、各校舎間の距離800m以内、かつ、近隣で3カ所以内。
- 校舎は、自己所有かつ負担付きでないか、それに相当するもの（上記校地と同様）であること。
- 教室は、必要な数・環境を備え、机・椅子・黒板等を備え、同時に授業を行う生徒1人当たり1.5㎡以上。
- 必要な種類及び数の視聴覚機器、図書等を備えること。

# 認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）④

- 以下の要件を満たし、企業や地方公共団体等の他者と連携して授業を行う場合、当該授業を校舎以外の場所で恒常的に実施可能。
  - ①校舎以外の場所が教室の要件を満たすこと
  - ②連携する他者と設置者との間で教育課程、点検評価及び情報公表等での連携、事故対応等の施設・設備運営等に関する協定等を締結していること
  - ③教員が遠隔地から授業を行う場合、遠隔授業の要件を満たすとともに、校舎以外の場所に指導補助者を配置し、かつ、必要な視聴覚機器等の設備を備えること



## IV. 日本語教育課程

- 日本語教育課程は、「就労」、「生活」に必要な日本語能力を習得させることを目的とすること。  
「留学」の課程を置かない場合はB1以上の課程を1つ以上置くこと。
- 「就労」・「生活」の課程の修業期間は、目的に照らし適切に定めることができ、個々の生徒は修業期間の一部の履修可。
- 修業期間の始期・終期は校長が定める。
- 「就労」の課程・「生活」の課程の授業時数は、B1の課程においては350時間以上、A2の課程においては200時間以上、A1の課程においては100時間以上。※単位時間ではない
- 各課程の目的及び目標に応じ、適切な授業科目を、生徒のレベルに応じて体系的に開設すること。  
※各課程の目標にかかわらず、個別の生徒のレベルに応じ、当該生徒が在籍する課程が目標とする日本語能力以上の日本語能力の習得に向けた指導をすることができる。
- 課程全体で「聞く」・「読む」・「話す（会話）」・「話す（発表）」・「書く」のすべてを盛り込むこと。
- 各授業科目は、担当能力のある教員が行い、適切な教材を用いて開設されること。
- 上記授業時数以上の日本語教育に加え、専門教育等の科目を一定の制限の範囲内で開設可能。  
※上記専門教育等は登録日本語教員以外が担当可能であり、同時に授業を行う生徒数なども柔軟な対応が可能。  
また、例えば、「就労」の課程と併せて生徒の業務内容に関する教育を専門教育等として実施することも考えられる。  
※授業科目の内容の策定に当たっては、「V. 学習上及び生活上の支援体制」で求められる事業主等や地方公共団体等との連携の中で、学習ニーズを踏まえた内容を設定することが考えられる。
- 修了の要件は、個々の生徒の目標に応じた時間数以上の授業科目の履修と、試験の合格等の適切な要件を設けること。



## 認定日本語教育機関の認定基準【就労・生活】（案）⑥

- 授業は、講義、演習、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 対面に相当する効果がある同時双方向の遠隔授業を総授業時数の3 / 4まで実施可。
- 収容定員数は、以下に定める要件を満たして適切に定めること。
  - 新規の機関は当初100人以下、以降隔年ごとに1.5倍まで増加可（実員が定員の8割以上いることが要件）。
  - 現行の法務省告示機関や大学、その他文部科学大臣が教育に支障がないと認める既存の日本語教育機関については、  
現有的収容定員数を認める。
- 原則、機関が設置する「就労」の課程全体、「生活」の課程全体ごとの収容定員数を超えて生徒を受入れないこと。
- 同時に授業を行う生徒数は20人以下。ただし、生徒の日本語能力、教室の広さ等の施設・設備の環境に照らして、教育に支障がない講義形式により行う授業はこの限りでない。
- 入学者の募集に当たり、情報の提供を適切な方法により正確・確実に行うこと。
- 機関は、日本語教育課程とは別に、海外に所在する外国人に対する日本語教育の講座を置くことができる。（通知等で明示化）
  - ※上記の講座は、海外に所在する外国人に対するものであり、オンラインでの実施が想定される。

※各認定日本語教育機関が上記を満たすかどうかは、今後策定するコアカリキュラム（仮称）を参照して判断する。

## V. 学習上及び生活上の支援体制

○学習に困難を抱える生徒の支援のために母語支援等の必要な体制を整備すること。

※機関内での体制を整備した上で、地域の関係機関との連携や、ICTを活用した母語支援等も活用可能。

○生徒の出席状況を的確に把握し、指導する体制を整備すること。

○災害等で教育を継続することが困難な事態に備え、転学支援の計画策定等、生徒の学習の継続に必要な措置を講じていること。

○生徒の生活上の支援のため、情報提供や他機関との連携を行うための体制を有すること。

※上記には、行政等の適切な相談窓口へつなぐことやキャリア支援等を含む。

○「就労」の課程を置く機関は、外国人を雇用する事業主等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

○「生活」の課程を置く機関は、地方公共団体等と連携して教育課程を編成する等の相当の実績に基づいて、それらの者と連携体制をつくること。

※上記連携体制として、機関の主任教員等が、産業界のニーズや地域の生活者の学習ニーズを踏まえて教育課程を設定するコーディネーターとしての役割を果たすこと等が考えられる。

# その他の主な論点への対応（情報公表）（案）

## 情報公表に関する規定（案）

### 【国による認定日本語教育機関の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- ✓ 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地
- ✓ 認定の年月日
- ✓ 教員及び職員の体制の概要
- ✓ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
- ✓ 授業料等の機関が徴収する費用
- ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

### 【認定日本語教育機関による情報の公表】

- ✓ 設置者の氏名及び住所（法人は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
  - ✓ 認定日本語教育機関の名称及び所在地
  - ✓ 日本語教育課程の授業科目及びその内容
  - ✓ 生徒、教員及び職員の数
  - ✓ 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用
- ※その他認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項（日本語教育機関の開設年月日など）

# その他の主な論点への対応（自己点検評価等）（案）

## 自己点検評価等に関する規定（案）

### 【点検及び評価】

- 認定日本語教育機関が法律上義務づけられている自己点検・評価の実施公表については、次に掲げる項目を設定し、毎年1回以上、適当な体制を整えて行うものとする。
    - ✓ 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標の達成状況に関すること
    - ✓ 教員及び職員の組織運営に関すること
    - ✓ 施設及び設備に関すること
    - ✓ 日本語教育課程の編成及び実施に関すること
    - ✓ 卒業の認定及び学習の成果に関すること
    - ✓ 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること
    - ✓ 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
    - ✓ 財務に関すること（入学者の募集や生徒の入学手続きの支援等を行う者に対して支払った仲介料等の手数料の状況を含む。）
- ※上記のほか、日本語教育の実施状況に関し認定日本語教育機関の設置者が必要と認める事項

### 【第三者評価】

- 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、自己による点検及び評価に加え、日本語教育の実施状況について、相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めることとする。

# その他の主な論点への対応（定期報告等）（案）

## 定期報告等に関する規定（案）

【定期報告】 ※報告の概要を文部科学大臣が公表

- 定期報告は、次に掲げる事項（「就労」「生活」は、進路・就職等の状況を除く。）を記載した報告書を文部科学大臣に毎年提出することにより行うものとする。
  - ✓ 教員及び職員の体制の整備状況
  - ✓ 施設及び設備の整備状況
  - ✓ 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況
  - ✓ 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況
  - ✓ 入学者の数及び在学する生徒の数
  - ✓ 生徒の授業への出席率
  - ✓ 卒業した者の数、退学した者の数及びそのうち履修した日本語教育課程の目標の日本語能力を達成した者の数、進学者数、就職者数、その他就職等の状況
  - ✓ 学習の成果（卒業時における生徒の日本語能力を含む。）、その評価の実施、卒業の基準の策定の状況

※なお、「留学」の課程を置く機関については、現行の法務省告示機関が出入国在留管理庁へ報告を求められている、生徒の出席状況や資格外活動の状況等について、在留管理の観点から、引き続き同等の内容の報告が求められる予定。

【帳簿】

- 認定機関は、時間割、教員名簿、生徒の学習状況の記録、入学者募集や入学者選抜、財務状況、健康診断（「就労」「生活」は除く。）等について帳簿を作成し、5年間保存する。ただし、入学、卒業等の学籍に関する記録については、20年間保存する。

# その他の主な論点への対応（経過措置）（案）

## 認定日本語教育機関で日本語教育を担当する教員の経過措置に関する規定（案）

- 次のいずれかに該当する者は、5年の経過措置期間（令和11年3月31日までの期間）は、登録日本語教員の資格がない場合でも、認定日本語教育機関に教員として勤務できる。
- ①日本語教員養成の420単位時間以上の講座を修了し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - ②日本語教育に関する大学（外国の大学を含む。）の単位を26単位以上修得し、かつ、学士、修士若しくは博士の学位（学士（専門職）・専門職学位・外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
  - ③公益財団法人日本国際教育支援協会（JEES）が実施する日本語教育能力検定試験に合格した者
  - ④平成31年4月1日以後において、法務省告示機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関で日本語教育に1年以上従事した経験を有する者



# その他の主な論点（申請書等）（案）

## 日本語教育機関の認定の申請書等に関する規定（案）

- 認定の申請時に提出を求める書類は、次のとおりとする（設置者が国・地方公共団体等の場合は一部を除く。）。
  - ① 設置者の資産及び負債の状況を示す書類
  - ② 事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類
  - ③ 設置者が法人である場合には、次に掲げる書類
    - イ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書
    - ロ 役員の名及び経歴を記載した書類
  - ④ 設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書
  - ⑤ 認定に係る日本語教育課程の実施以外の業務を行っている場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類
  - ⑥ 教員及び職員の体制並びに校長（副校長を含む。）、教員、事務を統括する職員及び留学のための課程を置く認定日本語教育機関にあっては生活指導担当者の資格及び経歴を記載した書類
  - ⑦ 校地・校舎等の土地・建物の概要を記載した書類・図面、土地・建物の登記事項証明書等
  - ⑧ 設備の概要を記載した書類
  - ⑨ 日本語教育課程の内容を記載した書類 ⑩ 教材の一覧表 ⑪ 入学者の募集及び選抜に関する書類
  - ⑫ 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要を記載した書類
  - ⑬ その他文部科学大臣が必要と認める書類
- 上記に掲げる書類により証明すべき事実の確認に支障がないと認めるときは、当該書類の添付を省略させることができる。
- 申請書への記載事項は、次のとおりとする（留学の課程を置かない機関は⑧を除く。）。
  - ① 日本語教育機関の基本理念、目的及び目標
  - ② 校長 ③ 教員の体制 ④ 事務を統括する職員
  - ⑤ 校地及び校舎
  - ⑥ 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数
  - ⑦ 授業料その他の日本語教育機関が徴収する費用
  - ⑧ 生活指導担当者
  - ⑨ 学則（教育課程の修業期間、学期、授業日時数等、学習の評価・修了の要件、収容定員、教員・職員の体制、入学・退学・転学・休学・卒業、授業料・入学料その他の費用徴収及び返還、賞罰、寄宿舎、健康診断等について記載）



## 2. 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関 に関する省令等の案について

---

注：資料中「※」は省令等の解釈を示したものであり、省令等に直接記載する内容ではない。



## 認定日本語教育機関認定基準の方向性（案）の概要

- I. 総則**
  - ⇒ 趣旨、基本組織等
- II. 教員及び職員の体制**
  - ⇒ 校長、主任教員、教員数等
- III. 施設及び設備**
  - ⇒ 校地、校舎、教室、設備等
- IV. 日本語教育課程**
  - ⇒ 日本語教育課程の目的、修業期間、授業時数、授業科目、遠隔授業、生徒数、入国前準備講座等
- V. 学習上及び生活上の支援体制**
  - ⇒ 生活指導担当者、健康診断、在留の継続に必要な支援体制等

## 日本語教育機関認定法施行規則の方向性（案）の概要

- I. 認定日本語教育機関**
  - ⇒ 認定申請手続き、情報公表、点検評価、定期報告等
- II. 認定日本語教育機関の教員の資格**
  - 1. 登録日本語教員**
    - ⇒ 登録申請手続き等
  - 2. 日本語教員試験**
    - ⇒ 試験の実施方法、試験の科目、受験手続き等
  - 3. 実践研修**
    - ⇒ 実践研修の科目、受講手続き等
- 4. 指定試験機関**
  - ⇒ 指定申請手続き、試験委員の要件、試験事務規程、事業計画等の認可、事業報告等
- 5. 登録実践研修機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、指導者の要件、研修事務規程等
- 6. 登録日本語教員養成機関**
  - ⇒ 登録申請手続き、教授者の要件、養成業務規程等

# 登録実践研修機関・登録日本語教員養成機関の登録手順

- 登録日本語教員の養成を希望する大学、専修学校、各種学校、その他教育機関が文部科学省に登録を申請。
- 一機関が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の両方の登録を申請し、登録を受けることも可能。
- 審査は審議会において、登録要件、研修事務規程の認可の可否、養成業務規程の変更命令の可否を審査。
- なお、登録日本語教員養成機関で養成課程を修了した者も登録実践研修機関で実践研修の修了が必要。  
※登録日本語教員養成機関が養成課程と併せて教育実習を実施する場合、登録実践研修機関の登録を受け、実践研修として位置づけることとなる。

※一機関が両方の登録を受け、実践研修と養成課程を一体的に実施することも可能。

## 文部科学省 審議会

### 登録実践研修機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の指導時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・指導者が省令で定める資格・経験を有しているか
- 研修事務規程の認可の審査

### 登録日本語教員養成機関の登録

- 登録要件の確認
  - ・省令で定める科目を実施しているか
  - ・科目の授業時間数が省令で定める時間数以上か
  - ・教授者が省令で定める資格を有しているか
- 養成業務規程について変更命令の可否を審査

登録実践研修  
機関の登録の  
申請

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

登録日本語教員  
養成機関の  
登録の申請

大学、専  
修学校、  
各種学校、  
その他教  
育機関

登録実践研修  
機関の登録  
研修事務規  
程の認可

登録実践  
研修機関  
として実  
践研修を  
実施

登録日本語教員  
養成機関の登録  
養成業務規程の  
届出受理

登録日本  
語教員養  
成機関と  
して養成  
課程を実  
施

## 登録実践研修機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録実践研修機関の登録の申請時の提出書類は、次のとおりとする。
  - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
    - イ 定款又は寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
    - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ② 個人である場合には、住民票の写し及び履歴書
  - ③ 実践研修に関する次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 実践研修において実施する科目、各科目の内容及び時間数
    - ロ 教壇実習機関の概要
    - ハ 実践研修の指導を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
    - ニ その他文部科学大臣が必要と認める事項
  - ④ 実践研修の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、研修事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、研修事務を開始しようとする年月日とする。

## 登録日本語教員養成機関の登録の申請書等に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関の登録の申請時の書類は、次のとおりとする。
  - ① 法人（国及び地方公共団体を除く。）である場合には、次に掲げる書類
    - イ 定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（独立行政法人・国立大学法人・地方独立行政法人を除く。）
    - ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ② 個人である場合においては、住民票の写し及び履歴書
  - ③ 養成課程に関する次に掲げる事項を記載した書類
    - イ 養成課程において実施する科目、各科目の内容及び時間数
    - ロ 養成課程の科目の授業を行う者の氏名、職名、経歴及び担当科目
    - ハ その他文部科学大臣が必要と認める事項
  - ④ 養成課程の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、養成業務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地、養成業務を開始しようとする年月日とする。

## 実践研修の科目・指導時間数に関する規定（案）

○実践研修においては、以下を取扱うこととする。

- ① オリエンテーション
- ② 授業見学
- ③ 授業準備
- ④ 模擬授業
- ⑤ 教壇実習
- ⑥ 実践研修全体総括

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれら全ての内容を扱う方法により実施することも可能。

○実践研修の指導時間は、45単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると1単位）以上とする。

## 養成課程の科目・授業時間数に関する規定（案）

○養成課程においては、以下を取扱うこととする。

- ① 社会・文化・地域基礎
- ② 言語と社会基礎
- ③ 言語と心理基礎
- ④ 言語と教育基礎
- ⑤ 言語基礎

※上記は、各機関での授業科目の設定方法をしばるものではなく、例えば、大学において1つの授業科目の中でこれらの内容に跨がる内容を扱う方法により実施することや、1つの内容を複数の授業科目で実施することも可能。

○養成課程の授業時間は、375単位時間（1単位時間は45分以上。※大学の単位に換算すると25単位）以上とする。

## 実践研修の指導者に関する規定（案）

○実践研修の指導者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、日本語教育に関する研究業績を有する者
- ② 日本語教育に係る学位（学士・修士・博士（学士（専門職）・専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ③ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、大学・専修学校・各種学校・その他教育機関で登録日本語教員又は登録日本語教員となることを希望する者を対象とした研修・授業を1年以上担当した者
- ④ 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、認定日本語教育機関で日本語教育に3年以上従事した者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とし、③④の登録日本語教員の登録は現行告示基準の教員要件を満たす者でも可とし、④の認定日本語教育機関は法務省告示機関や大学でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。

## 養成課程の教授者に関する規定（案）

○養成課程の教授者の要件は以下のいずれかとする。

- ① 養成課程の科目に係る学位（修士・博士（専門職学位を含む。））。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者
- ② 登録日本語教員の登録を受けた者で、かつ、学士の学位（学士（専門職）を含む。外国のこれに相当する学位を含む。）を有する者

※ 経過措置期間中は、②の登録日本語教員は他の日本語教員でも可とする。

※ 上記は省令で定める最低要件であり、個別の機関に配置される教員の妥当性は登録の審査で確認する。



## 研修事務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録実践研修機関が策定する研修事務規程の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 研修事務を行う時間及び休日に関する事項
  - ② 実践研修の実施体制に関する事項
  - ③ 研修事務を行う事務所に関する事項
  - ④ 教壇実習機関に関する事項
  - ⑤ 実践研修の日程及び公示方法に関する事項
  - ⑥ 実践研修の受講の申請に関する事項
  - ⑦ 実践研修の修了の要件に関する事項
  - ⑧ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
  - ⑨ 手数料の収納の方法に関する事項
  - ⑩ 実践研修に係る経費の維持方法に関する事項
  - ⑪ 研修事務の評価に関する事項
  - ⑫ 研修事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ⑬ 研修事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ⑭ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
  - ⑮ 不正な受講者の処分に関する事項
  - ⑯ その他研修事務の実施に関し必要な事項

## 養成業務規程の記載事項に関する規定（案）

- 登録日本語教員養成機関が策定する養成業務規程の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 養成業務を行う時間及び休日に関する事項
  - ② 養成課程の実施体制に関する事項
  - ③ 養成業務を行う事務所に関する事項
  - ④ 養成課程の日程及び公示方法に関する事項
  - ⑤ 養成課程の受講の申請に関する事項
  - ⑥ 養成課程の修了の要件に関する事項
  - ⑦ 修了証書の交付及び再交付に関する事項
  - ⑧ 料金の収納の方法に関する事項
  - ⑨ 養成課程に係る経費の維持方法に関する事項
  - ⑩ 養成業務の評価に関する事項
  - ⑪ 養成業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ⑫ 養成業務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ⑬ 財務諸表等の閲覧等（謄本又は抄本の交付等に係る費用に関する事項を含む。）に関する事項
  - ⑭ 不正な受講者の処分に関する事項
  - ⑮ その他養成業務の実施に関し必要な事項

## 登録実践研修機関及び登録日本語教員養成機関の報告等に関する規定（案）

- 毎年、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 実践研修を担当する指導者その他の職員の構成
  - ✓ 施設及び設備
  - ✓ 実践研修の実施内容
  - ✓ 手数料及び収支に関すること
  - ✓ 受講者の進路選択その他の支援に関すること
  
- 実践研修又は養成課程を実施したときは、遅滞なく次の事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 受講者数
  - ✓ 修了者の数
  - ✓ 修了の年月日
  - ✓ 修了した者の修了証書の番号、氏名、生年月日及び本籍地都道府県名を記載した修了者一覧表



# 登録日本語教員の登録に関する主な規定（案）

## 登録日本語教員の登録の申請に関する規定（案）

- 登録日本語教員の登録の申請書の記載事項は以下のとおりとする。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 本籍地都道府県名（日本の国籍を有しない者にあつては、国籍。）
  - ④ 日本語教員試験に合格した年月日及び合格証書の番号
  - ⑤ 実践研修を修了した年月日及び当該実践研修の実施者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、その旨。）
- 申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
  - ① 戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票の写し
  - ② 日本語教員試験の合格証書の写し
  - ③ 実践研修の修了証書の写し（実践研修を修了した者とみなされることを希望する者は、実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者に該当することを証する書類。）

## 日本語教員登録簿の記載事項に関する規定（案）

- 日本語教員登録簿の記載事項は、次のとおりとする。
  - ① 氏名
  - ② 生年月日
  - ③ 本籍地都道府県名
  - ④ 登録番号及び登録年月日
  - ⑤ 日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号
  - ⑥ 実践研修の修了の年月日及び当該実践研修を実施した者の氏名又は名称（実践研修を修了した者とみなされた者は、その旨。）

# 日本語教員試験・実践研修に関する主な規定（案）

## 日本語教員試験に関する主な規定（案）

- 日本語教員試験の実施方法等
  - ✓ 日本語教員試験は、筆記の方法により行う。
  - ✓ 基礎試験及び応用試験のいずれにも合格し、又は免除を受けた者を日本語教員試験の合格者とする。
  - ✓ 応用試験の合格者の判定は、基礎試験に合格した者及び基礎試験の免除を受けた者について行う。
- 日本語教員試験の科目は以下の範囲から出題する。
  - ✓ 社会・文化・地域
  - ✓ 言語と社会
  - ✓ 言語と心理
  - ✓ 言語と教育
  - ✓ 言語
- 基礎試験の免除を受けるための資格
  - ✓ 過去の基礎試験の合格
  - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程の修了

## 実践研修に関する主な規定（案）

- 実践研修の受講資格
  - ✓ 基礎試験に合格した者
  - ✓ 養成課程（文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関が実施する養成課程を含む。）を修了した者及び修了する見込みの者
- 実践研修を修了した者とみなす者
  - ✓ 文部科学大臣が指定する外国の大学等の高等教育機関で実践研修に相当する研修を修了した者

# 指定試験機関の申請等に関する主な規定（案）①

## 指定の申請書等に関する規定（案）

- 指定試験機関の指定の申請書に添付する書類は、次のとおりとする。
  - ① 定款及び登記事項証明書
  - ② 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録
  - ③ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
  - ④ 役員の氏名及び経歴を記載した書類
  - ⑤ 現に行っている業務の概要を記載した書類
  - ⑥ 試験事務の実施の方法に関する計画を記載した書類
- 申請書の記載事項は、試験事務を行おうとする事務所の名称及び所在地、試験事務を開始しようとする年月日とする。

## 試験事務規程に関する規定（案）

- 次に掲げる事項を記載した試験事務規程を定め、試験事務の開始前に、文部科学大臣の認可を受けること。
  - ✓ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかの判定の基準
  - ✓ 試験事務の実施の方法に関する事項
  - ✓ 受験手数料の収納の方法に関する事項
  - ✓ 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
  - ✓ 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
  - ✓ その他試験事務の実施に関し必要な事項

## 試験委員に関する規定（案）

- 以下のいずれかの要件を備える者のうちから試験委員を選任すること。
  - ① 大学において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあった者
  - ② 日本語教育又は試験に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
  - ③ 認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者
  - ④ 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

# 指定試験機関の報告等に関する主な規定（案）②

## 指定試験機関の報告等に関する規定（案）

### （受験停止等の処分の報告）

- 日本語教員試験に関して不正の行為があった場合には、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 処分の内容及び年月日
  - ✓ 不正行為に関係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
  - ✓ 不正行為のあった試験の種別及び年月日
  - ✓ 不正行為の内容
  - ✓ その他参考となる事項

### （事業報告書等）

- 毎年度、事業報告書及び収支決算書に賃借対照表及び財産目録を添えて文部科学大臣に提出すること。

### （帳簿）

- 試験年月日、試験地、受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合否の別、試験科目ごとの成績等について帳簿を作成し、試験事務を廃止するまで保存すること。

### （試験結果の報告）

- 試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出すること。
  - ✓ 試験年月日
  - ✓ 試験地
  - ✓ 受験申込者数
  - ✓ 受験者数
  - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験に合格した者の数
  - ✓ 基礎試験、応用試験及び日本語教員試験の合格年月日

## 養成機関ルート

登録実践研修機関と登録日本語  
教員養成機関の登録を受けた  
機関で課程を修了する方※

- ・大学等 (26単位～)
- ・専門学校等 (420単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

(養成課程と一体的に実施)

登録日本語教員養成機関の  
登録を受けた機関で  
課程を修了する方※

- ・大学等 (25単位～)
- ・専門学校等 (375単位時間～)

基礎試験 免除

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

## 試験ルート

基礎試験

応用試験

実践研修

@登録実践研修機関

登録日本語教員

※ 応用試験の受験や実践研修の受講に当たっては、修了見込みでも可能とし、登録日本語教員の登録までに修了を求めることを想定。

# 登録日本語教員の資格取得に係る経過措置（案）

経過措置期間



令和6年4月1日～  
令和15年3月31日まで※2

令和6年4月1日～令和11年3月31日まで

※1 平成31年4月1日（法施行5年前）～令和11年3月31日（法施行5年後）の間に 法務省告示機関で告示を受けた課程、大学、認定日本語教育機関で認定を受けた課程、文部科学大臣が指定した日本語教育機関で日本語教員として1年以上勤務した者

現職者※1に限らず必須の50項目  
に対応した課程修了者

登録日本語教員養成機関と同等と認められる現行課程（必須の50項目を実施していることが確認できたもの）を修了した者

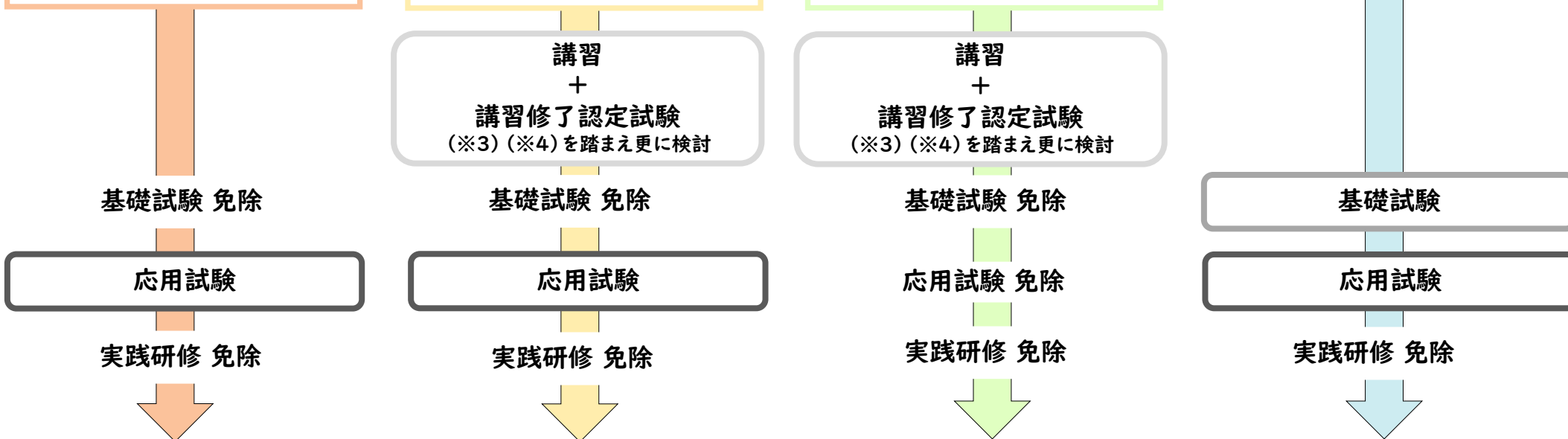
現職者※1のうち必須の50項目  
対応前の課程修了者

現行告示基準教員要件に該当する必須の50項目対応前の養成課程等（一定の質の確認ができたもの）を修了した者

現職者※1のうち民間試験  
に合格した者

昭和62年4月1日～令和6年3月31日の間に実施された日本語教育能力検定試験（公益財団法人日本国際教育支援協会）に合格した者

左記以外の現職者※1



登録日本語教員

※2 経過措置期間は原則として法施行後5年（令和11年3月31日）までとするが、現行の養成課程を実施する大学等が登録実践研修機関と登録日本語教員養成機関の登録を受ける前に在籍する学生等への配慮として、大学等の準備が遅れ、5年の経過措置期間が終了した直後の令和11年4月1日より登録機関としての実践研修・養成課程が開始された場合を想定し、それ以前から在籍した学生等が経過措置を受けられるよう、大学の修業年限が4年であることを踏まえ、原則である5年に4年を加え、50項目に対応した課程の修了者への経過措置の期間を令和15年3月31日までとする。

※3 日本語教育人材の養成・研修の在り方について（報告）改定版（平成31年3月4日）文化審議会国語分科会

※4 日本語教育のための教員養成について（平成12年3月30日）日本語教員の養成に関する調査研究協力者会議

# 參考資料



# 認定を受けた日本語教育機関の質の維持向上に関する仕組みの全体像

- 日本語教育課程を置く教育機関の設置者は、日本語教育課程を適正かつ確実に実施することができる日本語教育機関である旨の文部科学大臣認定を受けることができる。
- 文部科学大臣は、認定日本語教育機関の情報を、多言語でインターネットの利用等により公表する。
- 認定日本語教育機関の設置者は、生徒の募集のための広告その他のものに文部科学大臣が定める表示を付することができる。

## 登録日本語教員



## 日本語教育機関



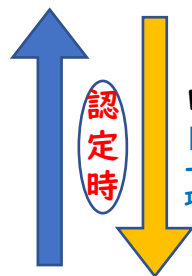
### 審査・認定

【第二条第一項～第四項】

<認定基準>

- ・教職員体制（登録日本語教員の配置を含む）
  - ・施設設備
  - ・課程の編成、実施方法
  - ・生徒支援体制 等
- ※具体は省令等で検討

日本語教育課程を担当【第七条】



申請  
【第二条第一項～第四項】

認定時

段階的に  
勧告 → 命令  
→ 取消し  
【第十二条・第十四条第一項】

自己点検評価  
【第八条第一項】



定期報告  
【第九条第一項】  
変更届出  
【第六条第一項】

認定後



国



機関の基本的な情報をインターネット等により多言語で公表【第二条第五項】  
変更届出・定期報告の概要をインターネット等により多言語で公表【第六条第二項・第九条第二項】

学習環境に関する情報公表、自己点検評価の結果公表  
【第三条・第八条】



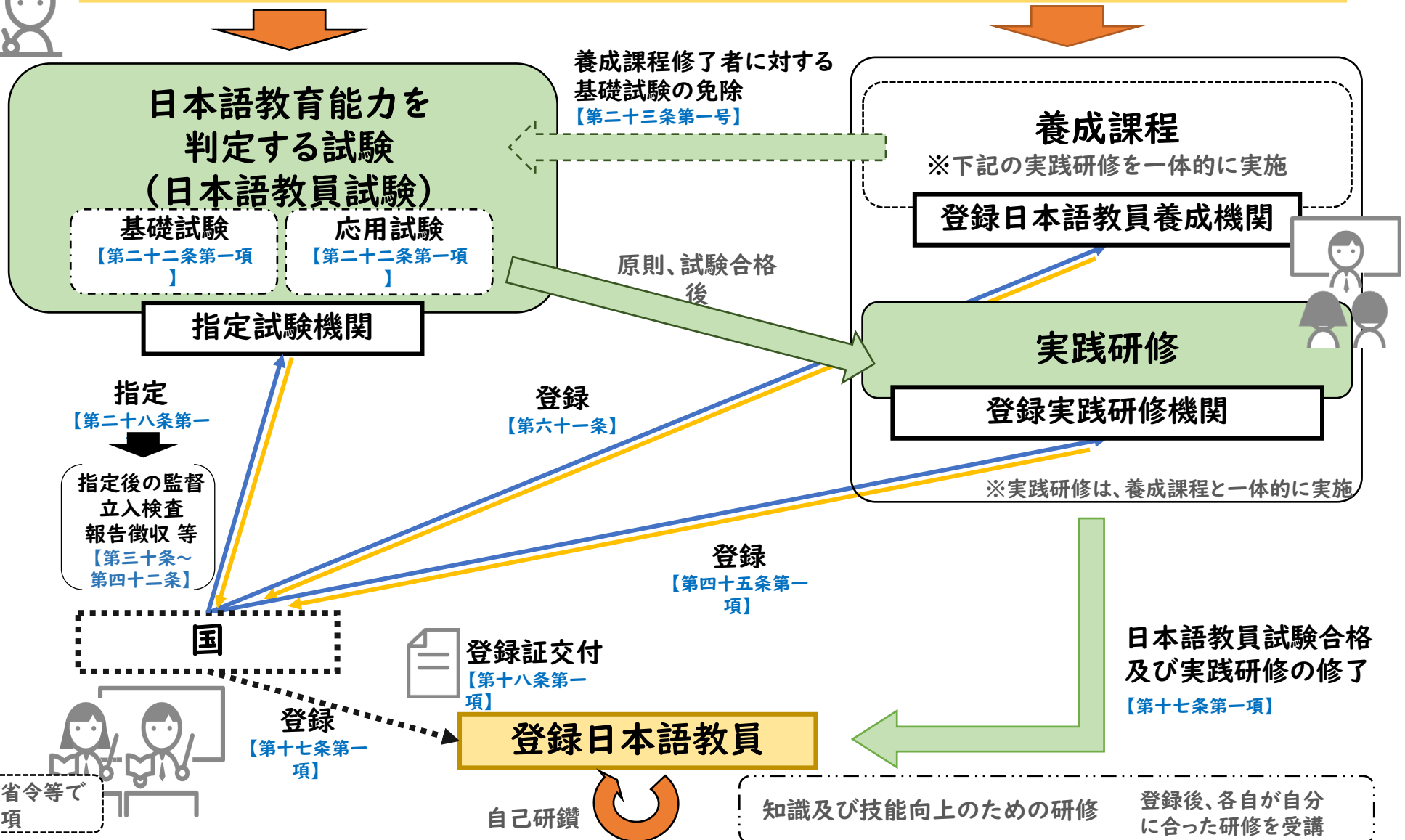
社会（日本語学習を希望する外国人、生徒、地域、海外等）



# 認定を受けた日本語教育機関の教員の資格制度

認定を受けた日本語教育機関において外国人に日本語を教える日本語教員の資質・能力を確認し、証明するための資格を定めて、日本語教育の質の向上及び日本語教師の確保を図る。

日本語教師を目指す者（年齢、国籍、母語を資格取得要件としない）



# 大学の非正規課程プログラムにおける認定基準の適用対象の整理



認定制度による認定を受けることを在留資格「留学」の付与の要件とする制度改正が検討されており、関係省庁との調整がなされているところ。認定基準の適用対象となるプログラムについては以下の通り整理される。一部プログラムの取扱いについては、学生の受入形態や教育の実施状況の面で多様な在り方が想定され、その実態を踏まえた上での対応が必要と考えられることから、当面は従前通りの対応とし、当該プログラム等の取扱いについては、引き続き検討を行うこととする。（令和5年度中を目途に実態把握を実施し、令和6年度中に対応方針をとりまとめることを目指す。）

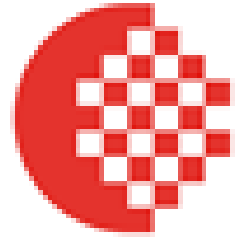
設置形態	受入れ時の日本語能力水準	教育内容等の区分		具体例	右を除く留学生を受け入れるもの	短期滞在で語学研修のみを行う	交換留学生の受入れのみを行う	国費留学生の受入れのみを行う
別科 (及び別科に類する非正規生全般)	N2相当以上	—		—	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）技能教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語開講科目のみで修了が可能な別科	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による技能教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する介護別科等での教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの	・学部等進学向けの予備教育を行う留学生別科	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要	
準備教育課程				・準備教育課程	認定が必要	—	—	認定不要
研究生・聴講生、科目等履修生、履修証明プログラムその他の非正規生全般	N2相当以上	—		—	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
	N2相当未満	専ら（日本語予備教育以外の）他の教育を行うもの	他言語により教育を行うもの	・英語でのコミュニケーションが一般的である研究室に属しつつ、大学院進学準備を進める研究生が受講する日本語科目の履修	認定不要	認定不要	認定不要	認定不要
			日本語による実技系の専門・一般教育と並行して日本語予備教育も行うもの	・学部入学相当レベルの日本語能力を備えていない留学生に対する学部・大学院等での補習教育	対象範囲及び取扱いについて詳細を検討	認定不要	認定不要	認定不要
		専ら日本語予備教育を行うもの	・大学進学や国内就職のために日本語を履修する非正規生向けの日本語教育	認定が必要	認定不要	認定不要	認定不要	

※「専ら〇〇教育を行う」の目安は、修了に必要な（又は履修）授業時間数の概ね50%以上を占めるものをいう。

※「日本語予備教育」とは、進学及び就職を目的とした者も含め、簡易な程度において施される日本語教育をいう。

※ 在留資格「留学」を付与することができる課程を整理したものであり、他の在留資格を有する者の受講を否定するものではない。

※ 上記以外に整理されるもの（例：専ら日本文化理解のための専門的な研究を目的とする外国人への日本語教育 等）については、別途その取扱いについて詳細を検討する。



文化庁